

みんなの国保



マイナ保険証(保険証利用登録されたマイナンバーカード)の利用を基本とする仕組みへの移行に伴うお知らせ

- 令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなりますが、有効期限内の保険証は使えますので処分せず有効期限までお持ちください。
- このたびのマイナ保険証の利用を基本とする仕組みへの移行に伴い生じる、ご自身で行う手続きはありません。
- 12月2日以降、新たに国保へ加入した場合は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。
- すでに国保加入中の方には、現在ご使用の保険証の有効期限到来前の令和7年7月下旬(70歳・75歳になる方等はそれぞれの有効期限到来前)に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送します。

マイナンバーカードをお持ちで、まだ保険証利用登録をされていない方は、この機会にぜひ登録を行い保険証としてご利用ください。

保険証利用登録をすると、どんないいことがあるの?

●限度額認定証としても利用できます。

医療費が高額となる場合限度額適用認定証等の申請をしなくとも、情報確認に同意することで高額療養費制度における自己負担限度額での支払いとすることができます。

●マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や医療費・薬剤情報が共有できます。また、その情報はマイナポータルでも確認できるため、自分自身の健康管理にも役立ちます。

マイナンバーカードを保険証として利用していても、国保への加入・脱退手続きは必要です!

国民健康保険に**加入**する場合 (離職や健康保険の扶養取消など)

<届出に必要なもの>

- 勤務先の健康保険の資格を喪失したことがわかる書類(退職日がわかる書類可)
- 顔写真付きの身分証明書(来庁する人)
- マイナンバーを確認できる書類

<ポイント>

- ①会社等の社会保険では、退職後も引き続き加入できる“任意継続制度”があります。
- ②家族が加入する健康保険の被扶養者となることができる場合があります。

国保への届出はこれまでどおりご自身で速やかに行っていただく必要があります。

国民健康保険を**脱退**する場合 (就職や健康保険の扶養認定など)

<届出に必要なもの>

- 国民健康保険の保険証、または資格確認書
- 勤務先から交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書などの、勤務先の健康保険の資格を有したことがわかる書類
- 顔写真付きの身分証明書(来庁する人)
- マイナンバーを確認できる書類

<ポイント>

- ①勤務先の健康保険に加入(扶養認定)した場合、勤務先では市役所への届出をしません。届出がないと国民健康保険税の納付義務が継続しますのでご注意ください。
- ②国保の資格がない期間に国保の保険証を使用して受診した場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。



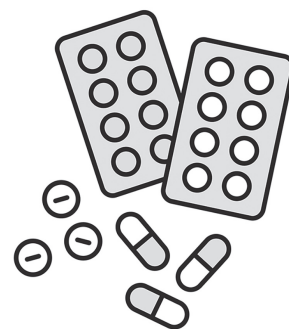
お薬との上手な付き合い方 ～医療費削減につながる医療機関の適正受診について～

リフィル処方箋を活用しましょう

○リフィル処方箋とは、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合に、再診を受けずに同じ処方薬を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。

リフィル処方箋を受け取ったら、薬局(保険薬局)で調剤してもらいましょう

- | | |
|------------------|--|
| ① 受 付 | 受付にリフィル処方箋とお薬手帳などを渡します。 |
| ② 調 剤 | 薬剤師がリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合、調剤を行わず、かかりつけ医への受診勧奨を行うことがあります。 |
| ③ 薬の説明・
次回の確認 | 症状や薬について、気になることがあれば気軽に相談しましょう。
また、次回の調剤日の確認ができます。 |



※処方箋の「リフィル可」の欄に、「レ」点と使用できる回数(上限3回)の記入がある場合のみ、リフィル処方箋として使用できます。

※投薬量に限度がある医薬品や湿布薬はリフィル処方箋の対象外です。

※リフィル処方箋を受け取っていても、体調の変化がある場合は薬剤師や医師に相談しましょう。

接骨院・整骨院や、はり・きゅう、あん摩マッサージにかかったときの保険適用について

「みんなの国保」令和6年度第1号の掲載記事に誤りがありましたので、改めてお知らせいたします。

柔道整復師の施術を受けられる方へ

【健康保険の適用対象となる場合】

◆骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなどへの施術を受けた場合。

※なお骨折・脱臼について、応急手当でない場合はあらかじめ医師の同意(書面又は口頭)を得ることが必要。

はり・きゅう、あん摩マッサージの施術を受けられる方へ

【健康保険の適用対象となる場合】

◆はり・きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など。

◆あん摩マッサージ：筋麻痺、筋委縮、関節拘縮など、医学上マッサージを必要とする症例。

※どちらも医師からの同意書等がある場合に限りです。

災害や収入の著しい減少等により生活が困難となって、医療費の一部負担(自己負担)の支払いにお困りの方は、国保年金課にご相談ください。状況により一部負担等の減免などが受けられる場合があります。

◆お問合せ先◆

各種届出は市役所・
地域庁舎のすべてで
行うことができます

国 保 年 金 課
藤島庁舎市民福祉課
櫛引庁舎市民福祉課
温海庁舎市民福祉課

☎(直通)0235-35-1292 (代表)25-2111 内線 173

☎ 64-5807(直通)

☎ 57-2113(直通)

☎ 43-4614(直通)

羽黒庁舎市民福祉課

朝日庁舎市民福祉課

☎ 26-8773(直通)

☎ 53-2114(直通)